

# 議会運営委員会記録

令和4年9月6日（火）

開議 15 時 03 分

閉議 16 時 40 分

全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員
- 〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
- 〔委員外議員〕 大谷議員、芦谷議員、佐々木議員
- 〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
- 〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
- 

## 議 題

- 1 令和4年9月浜田市議会定例会議について
  - (1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について
  - (2) その他
  
- 2 陳情審査
  - (1) 陳情第57号 公務における公人名は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について **【賛成多数 採択】**
  - (2) 陳情第58号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証が行われた程度の記録は残す（文書主義）という陳情について **【賛成少数 不採択（附帯意見あり）】**
  - (3) 陳情第60号 議会に対する質問に対しては「浜田市協働のまちづくり推進条例」が機能するかどうか検討してもらいたいという陳情について **【賛成少数 不採択】**
  - (4) 陳情第61号 ネットが炎上しているので、何とかしてほしいという陳情について **【賛成なし 不採択】**
  
- 3 今後の陳情の審査方法等について
  
- 4 浜田市議会基本条例の見直しについて
  
- 5 その他  
**【別紙会議録のとおり】**

【会議録】

[ 15 時 03 分 開議 ]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

布施委員長 | 総務部長。  
総務部長 | (以下、資料をもとに説明)  
布施委員長 | 続いて令和4年9月浜田市議会定例会議付議事件追加分の付託先について。  
河上局長 | 議案第64号は予算決算委員会へ付託予定である。  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。  
(「なし」という声あり)

(2) その他

布施委員長 | 執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。  
(「なし」という声あり)  
委員から何かあるか。  
(「なし」という声あり)  
では執行部は退席して構わない。

《 執行部退席 》

2 陳情審査

布施委員長 | 本委員会に付託された陳情は4件ある。採決に入る前に自由討議の希望があるか。  
(「なし」という声あり)  
では、採択か不採択かが聞き取りにくいいため、発言時には賛成・反対・継続審査と述べていただく。なお反対の場合は必ず理由を述べてほしい。賛成の場合も理由を述べてもらえると助かる。

(1) 陳情第57号 公務における公人名は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について

布施委員長 | 各委員に意見を伺う。  
三浦委員 | 件名に、公務におけるとあるが、黒消しにする必要はないと思うので賛成である。  
沖田委員 | 件名にあるとおりだと思うので賛成とする。  
足立委員 | 公務上に公表されていることで差し支えないと考えるため賛成で

	ある。
串崎委員	件名に、公務におけると書いてあるので賛成である。
柳楽副委員長	皆と同じく、公務における公人名と記載されているため賛成としたい。
牛尾委員	前回、これに類するような陳情を不採択としているので今回も同じく不採択としたい。
小川委員	前回同様これについては反対である。黒塗りは議長団の責任において、議会運営にとって支障があるとの判断でされていることだったと思う。そういう観点から従来どおりの扱いで全く問題ないという立場で反対とさせていただく。
川上委員	陳情の趣旨は理解できる。なぜなら、公務員の職務遂行情報はその職務行為に関する情報と不可分の要素であり、行政の説明責任を全うするためにこれを明らかにする意義は大きいので、公務員の範囲を限定せず、特定の公務員が識別されても開示は必要であるから黒塗りはすべきではない。すなわち賛成である。
肥後委員	賛成である。公務における公人名はと書いてある。黒塗りの必要はないとして賛成である。
布施委員長	採決に入る。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	《 賛成者挙手 》
	挙手多数である。よって本陳情は採択することに決した。

**(2) 陳情第58号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証が行われた程度の記録は残す（文書主義）という陳情について**

布施委員長	これについて皆の意見を述べていただく。暫時休憩する。
-------	----------------------------

〔 15時 11分 休憩 〕  
〔 15時 11分 再開 〕

布施委員長	委員会を再開する。ここで浜田市議会委員会条例第31条の規定により、該当委員の除斥を求める。
	《 該当委員退席 》
	それでは各委員に意見を伺う。
三浦委員	この事案にかかわらず、過去に遡って記録を残すのは少し難しいと思うので、陳情に対しては反対としたいが、今後は記録をできるだけつけることは必要だという意見を付したい。
沖田委員	過去に起きたできごとなので記録を残すことは難しいかと考えるので、この陳情は反対とする。ただ、今後同様の事案があれば文書を残すべきという意見を付す。

- 足立委員 反対である。ただし記録を残すことは当然であり、何が重要なのかも含めて今後はしっかり記録を残すようお願いしたい。件名にあるように文書主義は当然なので、そこは付しておきたい。
- 串崎委員 反対である。過去に遡っては難しいと感じている。ただし今後は記録を残すべきということで、趣旨は今後については賛同する。
- 柳楽副委員長 私も過去に遡って残すのはなかなか難しいと思うので反対としたい。今後は重要なできごと、変わったできごと等で記録すべきものについては記録を残すという附帯意見をつけるようお願いする。
- 小川委員 結論から言うと反対である。重要な記録は残すというのは当たり前である。重要でないものは残さないということである。したがって重要なものについては恐らく事務局には保存されているだろう。
- 川上委員 それと、前回ほとんど同じ内容で陳情が出ているが、前回も全員反対ということで不採択になったものを一部変えて提出され、再度審査しなければならないような不合理は改善されるべきだと思っている。それ以外については前回と同様の趣旨で反対である。
- 肥後委員 陳情の趣旨は理解できる。重要な記録は残すべきであり、文書規程に明確にすべきであるから採択する必要があると思う。ただし、過去に遡っての記録は対象とすべきではなく、今回例に挙げられた内容については捉われる必要はないと考える。賛成である。
- 布施委員長 趣旨理由に「重要な記録は残すのが当たり前」とあり、当然そうだと考える。先ほどから申し上げているように、ただし過去に遡ってこれを残すのは難しいのではないかとということで、賛成か反対かでいえば私は賛成である。ただし、過去に遡ることはなく今後残すようにすべきだと。
- 川上委員 各委員から理由を述べていただいた。肥後委員、件名は「過去の案件について記録を残すべき」とある。趣旨理由には重要案件の中でどうかということだが、趣旨採択ではなく、この案件に対して。
- 布施委員長 委員長が説明された件だが、件名には「程度の記録は残す」とある。これを残すと書いているのではなく、程度の記録とあるので私が先ほど申し上げたとおりである。
- 川上委員 過去の暴行の件で、という件名である。
- 布施委員長 先ほど言ったように、件名は確かにこう書いてあるが、件名の後に「程度の記録は残す」とある。程度というのは、「この程度の記録は残す」という意味であり、「これを残せ」とは書いてない。したがって、過去に遡っては無理だと私は言った。
- 三浦委員 皆の意見を聞いた。これより採決に入るが、意見を付すべきだという提案もあった。それをしっかり考えていただき、採決に入りたい。
- 三浦委員 川上委員から、件名に対する話があった。ここで書かれている事案に限らず、それはここでは取り扱わないということで、これくら

この程度の事案については記録を残したほうがよいのではないかという理解なのか。そこが私の理解と異なっている。今後は記録を残したほうがよいのではないか、という意味で川上委員も肥後委員も言っているので、見解を合わせたほうがよいのでは。私は川上委員が先ほどおっしゃったような読み方でいけば、過去に遡ってのことではないので今後の記録を残していくという意味では同じようなかと思うので。そうすれば、自分は先ほど反対を表明したが、賛成でもよいかと思う。

布施委員長

三浦委員も、過去に遡って記録を残すことはできないが、今後は重要案件の記録は残すべきだという意見を付されていた。川上委員からは、この事件だけではなくそういったものが今後起きた際には記録を残すべきだと言われた。違うか。

川上委員

解釈の違いかもしれないが、私は暴行事件とかそういうことを言っているわけではない。少なくとも現場検証が行われた程度の、という意味である。このくらい重要なことについては残す必要があるのではないかということ言われているのだと思うので。趣旨理由の中に「重要な記録は残すのが当たり前」とあったので、その趣旨を理解して私は賛成とした。

柳楽副委員長

件名の最初に「●●議員が●●元議員に暴行の件で」と、「この件で」と記載されているので、今の話とは少し違うのではと思うが。

小川委員

結局「この程度」とあるが、事務局はこういった現場検証が行われたような程度の事案について記録は残しているのでは。今まで全くなければ別だが、重要な文書は残しているのが当然だし、残されているのだろうと思うが。この点を確認したい。

河上局長

重要なものであるとか、それに限らずいろいろな会議録などは残すようにはしているが、これについては残念ながら本当に何も残っていない。

小川委員

全く重要性がないという認識だったと感じているし、重要でないものは残さないのが当たり前だと私は思う。この陳情を出されたからといって今までの内容を変える必要はないと思う。

河上局長

この件が重要であったかなかったかということすら、今我々には何もないので判断はできない。ただ、この事件について何も残っていないという事実しかお伝えできない。

川上委員

ここに書いてあるように、残っていない、ただしこの程度の記録は残すべきではないかというのが趣旨なので、この趣旨を理解したらこのことに関して、もう一度文書規程等々を確認する、直す等をして、文書を残す必要があるのではないか。だから私はこの趣旨に賛成する。ただし、過去に遡ってすることは無理だと言っている。

布施委員長

皆から賛成・反対の意見を聞いた。委員長の解釈も入るのだが、陳情第58号の趣旨部分で、ある程度の記録は残すべきというのはよ

くわかるが、先ほど柳楽副委員長が言われたように、冒頭に「暴行の件で」と入っている以上、この陳情の解釈が大きく違ってくる。三浦委員も最初は反対だが附帯意見として、今後記録に残すものは必要なのではないかと言われて、皆からもそういう意見があったのだが。皆そういう理解ではないのか。

川上委員

行われた程度の記録は残すと書いてある。つまり、上のことを残すのではない、同程度の記録は残すということなので、重要な記録を残すのは当たり前だという趣旨として、その趣旨に対して賛成する。文書規程は直して、残すべきものは残してくれと。ただし、上の段に書いてあることに関しては過去のことなので、これは無理だと明確に申し上げた。

布施委員長

暫時休憩する。

[ 15時 25分 休憩 ]

[ 15時 30分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。皆の意見を伺ったがもう一度議論を尽くすため、三浦委員から発言してほしい。

三浦委員

改めて陳情書を読み直した。結論から言うと冒頭述べた意見と変更はない。この件については反対とさせていただく。今後は記録を残していくよう意見を付したい。

沖田委員

もう1度考え直したがやはり先ほどと同じ理由で反対である。

足立委員

私もしっかり考えたが、最初に申し上げた内容と変わりなく反対だが、重要な記録は今後ぜひ残していただきたいという文言はつけ加えておきたい。

串崎委員

先ほど申し上げたとおりの理由で反対とする。

柳楽副委員長

反対とさせていただくが、附帯意見をつけさせていただきたい。

布施委員長

附帯意見とは。

柳楽副委員長

重要な記録はやはり残す必要があると思うので、そのことについては残すということ。

小川委員

変わらない。先ほどの議論の中で「程度」という指摘があったが上の3行だけで判断するならば、それ以下の事例、前回同様に事実が列記されているのだが、これは全く必要ないなら言えると思うが、最初の3行だけでこれを書いているということは、このことをアピールしたいためにこの陳情を出されているものと考えている。仮に前段の「事例的に」というのが趣旨なら、特に議員の除斥などを求める必要もなかったかと思う。そういうことからして、前回同様の趣旨で反対の意思は変わらない。

川上委員

私は前言と一緒に、内容も一緒なのであえて再度申し上げない。

肥後委員

賛成である。ただし過去に遡るのではなく今後記録を残す。

布施委員長

採決に入りたい。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数である。よって本陳情は採択しないものと決したが、先ほどから附帯意見が出ている。その附帯意見について、皆が言われた内容を集約すると、採択はしないが今後重要な部分については記録を残すべきだという内容でよろしいか。

川上委員

重要という程度がわからないので、程度については文書規程で明確にされる必要があるかと思う。

布施委員長  
河上局長

文書規程は、事務局。

文書規程には、どの案件が重要かという明記はないので、現場検証が行われるなどの事案は、としていただくか、または文書規程に基づいて残すようにとするか、どちらかをお願いできれば。

布施委員長

現場検証が行われた程度の記録は今後残すということと、文書規程にのっとして後は記録に残すということと。皆はどちらがよいか。

小川委員

附帯意見の中身について簡単に判断できる内容ではない。私は意見を付す必要はないと考えているが、どういう案を出されるかによって考える余地はあると思う。ただ、それが今日の段階で出せるのか。

布施委員長

暫時休憩する。

[ 15時 37分 休憩 ]

[ 15時 41分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。本陳情は採択しないものと決したが附帯意見をつけるという提案があった。附帯意見は今後事案等を含め、記録は残すべきだということによろしいか。

川上委員

もしも附帯意見をつけるのであれば、「このような事案等を含め文書規程の中で検討していただきたい」とすればよい。

布施委員長

「今後このような事案等を含め、文書規程で検討する」という提案があったが。

川上委員

議会に文書規程があるならよいが、浜田市は浜田市の文書規程で動いていると思う。私はその中でも検討していただきたい。そのために検討すべきと言っている。

布施委員長

皆はどうか。暫時休憩する。

[ 15時 45分 休憩 ]

[ 15時 49分 再開 ]

- 布施委員長 委員会を再開する。陳情第58号について、本陳情は採択しないものと決したが、今から附帯意見を申し上げるので、この内容でよろしいかを諮る。附帯意見は「今後このような事案等を含め、浜田市の規定に基づき事務処理をしていただきたいことを検討する」ということでよろしいか。
- 小川委員 抽象的な表現は附帯意見に盛り込むべきではない。したがって「このような事案」の部分を削除すれば賛同できる部分はある。
- 川上委員 それでは「多様な事例」という形でもよいのでは。
- 布施委員長 川上委員から提案があった内容で、小川委員から意見はあるか。
- 小川委員 それを入れた文章はどうか。「今後においては」が主語なのか。「今後については多様な事例に対して」か。
- 足立委員 附帯意見をつけたいのは、私もほかの委員も含めてだが、何々があったということではなく、事務局側の業務上における記録を残すということを行っていると思っている。この事件云々ではない。ただ、今回陳情において審査している中で、不採択はしたがそれに意見を付したいという意味なので。あくまでこの事件を記録として残すという解釈ではないと思っているのだが。それが小川委員の理解と違うのだろうか。
- 小川委員 附帯意見としての文言が抽象的ならまずいのでは。わかりやすい文章で、多様なとか、この事件に関してということではなく、そういう記録は残すよう検討されたいという形なら賛同できる。
- 布施委員長 「このような」とか「多様な」という言葉でいろいろと議論されているのだが、「今後この事案等を含め」ではだめか。
- 肥後委員 最初の「記録は残すべきだ」というシンプルな意見があったが、それではわからないと皆が言うから今に至っている。
- 肥後委員 浜田市の事務処理規定か文書規程だったかと思うが、以前の総務文教委員会で職員と市民とのやり取りの記録が残されているのかと質問した際、残ってない、重要でないと思われるかどうかは職員の個々の判断に任せると言われたような気がするので、その部分が先ほどからの議論で気になる。市としての規定はあるのだろうが、それに付随させると、残すべきであろうものが残らない可能性がとても強いのではと危惧するのだが。
- 布施委員長 重要かは職員個々の判断で、浜田市の事務処理規則に基づくと、そういうものが削除される場合があるからまずいのではということか。
- 小川委員 小川委員、最初にシンプルな反対意見として言わせていただいたが、今後は記録は残すという、現場検証が行われた記録は残すべきというシンプルな考えでどうか。
- 小川委員 現場検証などという具体的な例は入れる必要ないのでは。文書主



	義に従って重要なものは残すように検討されたい、くらいならよいと思う。反対したのだから、そこまでして附帯意見をつけねばいけない理由がどこにあるのか。この陳情に対しては反対なら反対で私は理解している。そこにあえて附帯意見をつける意味がどれだけあるのかという疑問がそもそもある。
足立委員	今までの意見を勝手にまとめて、今後は法令等に沿って適切に記録を残すこと、という形でどうか。
川上委員	市の文書処理に沿ってでもよいのでは。そうすれば速やかに動く気がする。市に法令はないので。
布施委員長	意見を集約すると、附帯意見をつける場合、今後は文書処理に基づいて適切に記録は残すこと。これでよいか。
河上局長	市の。
布施委員長	今後は市の文書処理等に沿って適切に記録は残すこと。これでどうか。
小川委員	それは結局、相手は誰になるのか。事務局に対してか、市に対してか。事務局に対しての附帯意見か。
布施委員長	はい。
小川委員	承知した。
布施委員長	本陳情については終了する。当該委員の除斥を解く。

《 当該委員着席 》

**(3) 陳情第60号 議会に対する質問に対しては「浜田市協働のまちづくり推進条例」が機能するかどうか検討してもらいたいという陳情について**

布施委員長	各委員から意見をお願いします。
三浦委員	陳情の趣旨を読み解くと、議会の説明責任を果たしてほしいというものだと理解する。そういった考え方は議会基本条例があるので、それにのっとって活動するべきと思うし、議会が説明責任を果たすのは必要だと思う。ただ、本件について浜田市協働のまちづくり推進条例が機能するかどうかは、議会はあくまで議会基本条例にのっとって考えるべきなので、趣旨は理解するが反対とする。
沖田委員	浜田市協働のまちづくり条例が機能するかどうかだが、その説明責任については議会基本条例にのっとって機能するものだと思っているので、この陳情は反対する。
足立委員	この件名及び趣旨を自分なりに解釈したつもりだが、結論は反対である。議会としては議会基本条例に基づいて市民に対して説明責任を果たすことになっているから、今後も変わらずわかりやすい説明をしていくべきと思う。
串崎委員	結論から言えば反対である。受け取り方でいろいろと個人の考えがあると思うが、議会基本条例にのっとってやるべきだと思う。

柳楽副委員長	<p>浜田市協働のまちづくり推進条例の説明責任ということだが、これは市に対して説明責任をとった表現になっている。先ほどから出ているように議会には議会基本条例があるので、それに基づいてやるのが正しいやり方ではないかと思う。協働のまちづくり推進条例が機能するかということについては反対したい。</p>
牛尾委員	<p>協働のまちづくり推進条例が機能するかどうかを議会に問われてもお門違いだと思うので反対である。</p>
小川委員	<p>件名と添付書類を含めての関連性が全く不明確で不明瞭である。そういう趣旨から、浜田市協働のまちづくり推進条例が機能するかどうかという件名とマッチしていない趣旨で、反対である。</p>
川上委員	<p>これは市民の質問に対して浜田市協働のまちづくり推進条例が機能するか検討してほしいという陳情である。まちづくり条例は市民と協働しての活動を想定したものであり、求められた説明を尽くすことは確かに当然と思われる。まちづくり条例と議会基本条例に差異があるなら問題なので、一応検討する必要があると思う。同時に市民に対しては質問の趣旨を酌まない回答は、市民に疑念を与えるものであるので、趣旨に沿った回答を出すべきであることは事実だと思う。採択すべきものと思う。</p>
肥後委員	<p>結論から言うと賛成である。ただし協働のまちづくり推進条例が機能するかどうかは、何回読んでも皆が反対される理由もわかるところなのだが。私の中でも結論まではいってない。先ほど川上委員が言われたように、まちづくり推進条例が機能するかどうか検討してもらいたいと件名は書かれているので、ここは議論してもよいのではと考え、賛成する。</p>
布施委員長	<p>採決に入る。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。</p>
<p>《 賛成者挙手 》</p>	
<p>挙手少数である。よって本陳情は採択しないものと決した。</p>	

**(4) 陳情第61号 ネットが炎上しているので、何とかしてほしいという陳情について**

布施委員長	<p>各委員の意見を伺う。</p>
三浦委員	<p>陳情審査の前に、これまでも同様の件が出ており執行部に見解を確認したところ、変わりないとのことだった。これまでも申し上げたとおりその見解を踏まえ議会としてこれ以上対応することが難しいと考えるので、この件については反対する。</p>
沖田委員	<p>この件については願意を酌み取るのはかなり難しいかと思うので反対する。</p>
足立委員	<p>私も執行部の回答に変化がない現状であれば、議会側として対応</p>

串崎委員	するのは難しいと思うので反対する。 執行部の返答は変わらないとのことなので、議会としてこれ以上の対応は難しいため反対である。
柳楽副委員長 牛尾委員	私も議会として対応できる事項ではないと判断し反対する。 結論から言うと反対である。気の毒だとは思いますが議会が関与することではない。
小川委員	お門違いの陳情だと思う。議会に求めるのは全く筋違いであり、これについては反対する。
川上委員	陳情の趣旨は理解できるが、当案件はネット上のことであり市が介入できるものではなく、議会が扱うべきものでもないことは明確である。よって反対する。
肥後委員	結論から申すと反対である。ネット上の書き込みなので議会として議論も意見も言えないと判断する。
布施委員長	採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。 《 賛成者挙手 》 挙手なしである。よって本陳情は採択しないものと決した。以上で陳情審査は終わったが、今日は陳情第57号について賛成多数で採択された。公務における公人名は陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について、今後しっかり中身を見て文書も調査していきたい。そういう処理の仕方よろしいか。もちろんプライバシーや誹謗中傷などで、公人といえど黒塗りにする場合があります。それを含めて採択とさせていただきたい。よろしいか。 ( 「異議なし」という声あり )

### 3 今後の陳情の審査方法等について

布施委員長	前回まで、受け付けた陳情の取り扱いについて審査するかしないか、審査するならどの段階でするものとししないものを判断するかなど、意見がまとまってない。協議を持ち越しているが前回までの議論を受け、会派から考え方の変更等あれば発言をお願いする。
小川委員	これまで議論してきたが、一応陳情を受け付けた後、正副委員長と議長団で内容を確認している。その段階で委員会へ付託するものと議員配付にとどめるものを判断してもらい、議会運営委員会で付託先、配付先の案を報告し、議会運営委員会で了承した後に全員協議会で議長から付託先を報告してもらおう形かどうか。
布施委員長	ほかに。
串崎委員	今小川委員が言われたことに賛同する。
布施委員長	ほかに。
川上委員	創風会は一貫して同じである。
布施委員長	今までどおりということか。

川上委員  
 布施委員長  
 柳楽副委員長

はい。  
 公明クラブは。  
 今は受け付けを行った後に正副議長また議会運営委員会の正副委員長で黒塗り等の判断をしているが、そのときに委員会に付託するかどうかを判断するというやり方で。

布施委員長

各会派の意見を伺った。意見集約はできてないが、どこかで審査する、しないを判断する場を設けるべきだということは前回も確認させてもらったが、創風会は全て審査するという意見に変わりがないとのことである。意見集約するのに必要な部分がある。超党みらいが言われた、陳情受け付けをする、議長団、議会運営委員会の正副委員長とで内容を確認する際に、委員会へ配付するものしないものを分け、その結果を議会運営委員会に報告する。配付としたものは説明も必要だが、それをもって全員協議会の場で議長が付託先を決めるという話だったが。

柳楽副委員長

1点忘れていた。うちの会派でもすごく大事なところとして出たのが、取り扱いの基準をしっかりと皆で共通認識を持ち、陳情についてどういう理由で委員会に付託しないのかといった基準はしっかり見直して、検討した上で行うのが大事という意見が出ている。

布施委員長

陳情取り扱い基準が必要になってくるだろう。そういったものも含めて正副議長と正副委員長とで基準を設けて判断すべきだということだと。皆、その流れでよいか。

( 「異議なし」という声あり )

では先ほど提案のあった超党みらい、山水海、公明クラブの意見を集約して、陳情審査方法について採決する。賛成の方の挙手をお願いする。

三浦委員

方向性的にはよいと思う。会派の中でもどういう陳情審査の流れがよいのか今まで議論してきたし、この議会運営委員会でも我々の意思も伝えながら今に至ると思う。いろいろ一つ一つの対応を考えてきているが、1個対処するとつじつまが合わなくなるというか、場合ごとに変えていくと全体を見たときにルールが少し矛盾していたりする。よって今回基準を設けて、どこでどのような判断をすることが後々の陳情書の対応がスムーズになるかということでの案だったと思う。それは賛成である。方向性は賛成なのだが、具体的にどうなるかが今までできてない状況で、どの採決なのかわからなかった。方向性として採決をとられたのか。具体的にどうなるかは、ここで議論すると時間がまたかかると思うので、正副に少し汗をかいていただくことになるかもしれないが、どういった流れでやるか、例えばこういう基準案はどうだろうかというのを示していただいて、それに対して会派に持ち帰り、協議を進めるほうが流れがスムーズかと思うが、そのように検討いただければと思うがいかがか。

布施委員長

今のは、あくまでも今後の陳情審査について、受け付けして審査を付託する、配付にとどめるとか、その方向について皆の賛同がいただきたいとお諮りした。その後、審査するかしないかの基準については、今後しっかり精査する必要があると思っている。陳情取り扱い基準等を含めて、そういったものを適用してやらねばならないのは十分私も理解しているし、そういったものをしっかり見直し、追加するなりしてやっていく。それはまた皆の意見を伺った上で基準の見直しを諮っていきたいと思っている。方向性はそれでよいか。

( 「はい」という声あり )

今後の陳情審査の方向性について、先ほどから申し上げているように陳情審査については、受け付けて、正副議長団、正副委員長で内容を確認する。委員会へ付託するものと議員へ配付するものとを判断することについて、議会運営委員会でも付託先、配付等の案を報告する。配付と決定した理由も述べることにする。その理由決定をするにおいても、陳情書取扱基準等を見直し、追加検討するものを含めて、この方向性でやっていきたいと思うが、賛成の方の挙手を求める。

三浦委員

そのように議論していくことは賛成なのだが、今のプロセスを含めて全体像がまだわからないので、ここで決をとってしまうと何に対して私は手を挙げたらよいのかがまだ。その方向性に向かって動くことはよいが、今委員長が読み上げられたプロセスのどこがどう変わるのかが明確にわからない。検討していくことはお願いしたいが、どういう形になるかという多数決は、何に対して手を挙げたらよいのか微妙なのだが、もしよければもう1回説明いただけるか。

布施委員長

現行では陳情は全て受け付ける。正副議長と議会運営委員会の正副委員長とで付託先を決めている。その際に個人名や役職名は黒塗りとし、議長が全員協議会で各委員会へ付託し、審査してもらっている。

今回諮ったのは、陳情を受け付ける。受けた分について、正副議長団で、審査すべきもの、配付にとどめるものを分けて、議会運営委員会へ理由を示してそれを報告する。配付としたものについては審査基準等をもう1回皆で見直さなければいけない。それは三浦委員からも提案があった。基準を見直して、それに基づいて議長が全員協議会で付託先等を報告する。配付にとどめるものについては全議員に配付する。そういう方向である。

川上委員

私は従前どおりでよいと言ったが、今の話を聞くとフローそのものは確かにこれでもよいが、フローの中での判断基準等々については検討する必要があると思う。そうしないと明確にならない。このままだとこれを検討せずに正副議長の判断で全て決められる形になりかねない。もう少し検討していただきたい。

牛尾委員 委員長が言われるのは、そういう方向でやりたいと言われているわけで、方向性を定める基準については今後正副議長団と正副委員長とで案をつくり、その案でよいかどうかを議会運営委員会で示すということなのだろう。

布施委員長 はい。

牛尾委員 だからその方向性については皆同意されているのだから、要は方向性について諮っていただいて、中身は正副議長と議会運営委員会の正副委員長とでつくって、その案がどうかは議会運営委員会で諮っていただいて。その前段の方向づけだけでも今日賛否を取っておいてほしい。

布施委員長 今の陳情審査の方法について、方向性を理解していただき、次回は陳情審査基準などについてはまた次回に資料を作成し、説明した上でやっていきたいと思っているが、それではよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではよろしく願います。

#### 4 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長 資料を見てほしい。条例新旧対照表もある。これは8月30日に第2回ワーキング会議を開催し、今後の検討課題として上げられていた点の確認や、条例改正案の検討をされた。柳楽副委員長から報告をお願いします。

柳楽副委員長 2回目のワーキング会議で、前回上げていた4点について皆に検討していただいた結果を報告する。

まず①の条例改正に対する考え方は、申し合わせなどで対応できるものもあり、その時の状況に応じて改正の必要性を検討することによって、現時点で条文を変えることはしないことになった。

②の重要案件の意見交換会について、この重要案件の捉え方がなかなか難しい。現在は各委員会が取り組み課題に関して関係機関などと意見交換会を実施しており、そういったことも併せてあり方の検討が必要ではないかということで、今回は改正するのではなく、それに対して今後検討していくということをお願いしたい。

③の広報広聴の考え方については、市民の意見を聞く側は増えてきているが、議会全体でかかわる広聴部分など、議員間で温度差があるようにも思うということで、議会広報広聴委員会からの議会としての取り組みの提案については共通認識のもと行えるよう全議員でしっかり協議することが必要ではないかということだった。

④の審議会等への委員就任については申し合わせの内容を確認し、このことについて提案されていた会派は理解いただいたため、取り下げされているので、載せないことになった。条例改正案については大きな変更点はないが、前回三浦委員からジェンダー平等につい

布施委員長

て意見があったが、各会派の意見を伺ってジェンダー平等という言葉で、この捉え方について逐条解説で示しているがどうだろうか、このままでよいのではないかとということで、ワーキング会議では意見がまとまっている。あとは皆で検討してもらいたい。

報告のうち、条例改正案について意見等があるか。ある程度事前にこの条例改正案は示されていると思うが、この内容でよろしいか。

( 「はい」という声あり )

では今回条例改正案がまとまってきたので、これから法令審査会に諮る。それにより文章の修正等があるのでご承知おき願う。最新の条例改正案を作成し、もう1回委員会を開催して議決を得た上で、議長に条例改正の議案を提出したい。なお資料には条例改正案に併せ逐条解説の修正案を作成し記載している。逐条解説は条文に込められた意義などをわかりやすく解説したものである。従前からの逐条解説を基本に、これまで解説がない部分もあったので、今回は全ての条文に逐条を作成している。こちらも今後のワーキング会議で検討していただく予定である。各会派でも熟読、議論していただき、ワーキング会議の場で意見を発表していただきたい。

なお、次回ワーキング会議は9月14日の予算決算委員会終了後に開催予定である。また、重要案件の意見交換会はあり方も含めて見直すか、今後の検討課題としたいとのことだったので、その辺も会派内で議論いただきたい。

## 5 その他

布施委員長

肥後委員

そのほかに委員から何かあるか。

昨夜私宛てに電話があった。今、浜田市議会基本条例の件で話されていたので報告する。今回の9月定例会議の陳情審査に当たり、今までホームページで市民が陳情審査の内容について見られていたが、9月からは陳情のタイトルしか見られなくなった。これは議会を変えたのか。浜田市議会基本条例第13条の、委員会活動の2番目に、委員会は議案等の審査に当たっては市民に対して積極的に情報公開し、わかりやすい議論を行うよう努めるものとする」と書かれている。確かに電話の主からの指摘のように、これが先に変わっていたのであればタイトルしか見られなくなったのは納得するが、13条が生きたまま変更するのはおかしいのではないかとわれ、私は意見が言えなかった。皆はどのように考えるか。

川上委員

この件について先ほど私も肥後委員から聞いた。やはり後ろ向きの方になったのであり、議会基本条例が生きているのであればやはり情報は出すべきだと考える。

布施委員長

肥後委員、今の陳情審査をホームページに掲載する部分、件名しか載っていない、賛否が載っていないとのことだが、これは議会運営委

員会で決めた。

川上委員

確かに前回この話をしたのだが、基本条例を見直すに当たってよく見てみたら、確かに第13条2項でそのことが書いてあった。これが生きている限り、先ほど言った部分は後ろ向きになっていて、市民に対して積極的な情報を公開することに逆行するのではないかと考えたので、この点について皆にお諮りしたい。条例を変えろと言っているのではない。条例を執行するに当たり、問題となっているのでこれはどうするのかと言っている。

三浦委員

積極的な情報公開というのは今回の件でなくても常に我々は考えなければいけないことだと思う。結果的に今の陳情の公表の仕方については、先日肥後委員に電話があったように、私も市民からそのような意見を伺った。ルールを皆と協議する中で、そうする必要性があったという一つの決定は決定として、きちんと尊重しないといけない。ただそれによって、そのような意見をいただいたということも事実なので、それは真摯に受けとめて、修正するところは修正すべきだと思う。基本的には情報公開なので、ルールを決める中で結果的に一部反するような対応になっているということは、ルールのつくり方と基本的なスタンスとのすり合わせはしていかなければならない。今日もあったが陳情の全体を整理する中で、もう1回協議し直すということでもよいと思う。一度決めたからそれはそれでということではなく。しかしその部分だけをまた取って修正しようとする、そこに至った経緯はそれはそれであるので、また矛盾が生じてくる。それは全体の中で、意見を真摯に受けとめて協議する、再度仕組みを見直すということで、私は見直す方向に賛成なので、そういったところを協議すればよいと思う。

川上委員

今三浦委員が言われたように、見直す方向でよろしいかと思う。

布施委員長

私も皆の意見を聞いて、情報公開は積極的にやるべきだが、決めたプロセスにはそう決めた理由もある。ただし一般市民が第13条第2項に反するのではと疑問を持たれたというのは正論である。決めた部分に不都合があればそれを見直すこともできる。9月定例会議に向けては今のように入れさせてもらったが、よりよい方向に変えるためにまた皆で議論していきたい。それでよろしいか。

小川委員

13条は重みがあるし、これを踏襲して運営しなければいけない。あの形で、件名と結果しか載せないという結論が出たことについては、一応議会運営委員会で決定された内容だと思う。市民から問題点を指摘する意見もあったと思うが、それに対して説明責任を負っているのが議員である。それに対してはこうなった理由と経緯をきちんと説明し、納得いくかいかないかはあると思うが、議論を通してやったものについてはその原因がある。なぜそうせざるを得なかったかという、そこも含めて腹入れして、市民に疑義があったとき



布施委員長

には説明ができるような準備もしながら方向づけをする必要がある。見直しについてはもちろん、そういう意見が出たということで重く受けとめ、今後の議会運営委員会で議論する必要はあると思った。

肥後委員、議員として市民に説明できることをしっかり言っていただき、見直すべきは見直していく。よりよい方向にしていきたいと思うのでよろしくお願いします。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

議会基本条例の改正案ができたなら29日の提案までにもう1回、最終議決をもらうために議会運営委員会を開きたい。次回の日程を確認したい。議会基本条例の改正案について、当委員会の議決を経て9月定例会議の最終日に提案したい。9月26日月曜日の予算決算委員会予備日だが、この日に予算決算委員会を開催しなければ午前10時から、開催されれば予算決算委員会終了後に全員協議会室で開催したい。よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

委員からその他あるか。

( 「なし」という声あり )

最後に、本日の内容は会派で共有していただくようお願いします。特に陳情審査については、方向性は示したが審査基準等の見直し、追加などいろいろと皆に検討や提案していただくことがあるかもしれないので、それを含めて会派内で検討していただきたい。よろしくお願いします。以上で議会運営委員会を終了する。

[ 16 時 40 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司